

令和7年7月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

令和7年7月定例教育委員会付議議案 目次

第39号議案	専決処分の承認を求めることについて ----- 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第40号議案	令和8年度使用小・中学校教科用図書採択について ----- 2
第41号議案	白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱及び任命について ----- 4

第39号議案は非公開のため削除

第40号議案

令和8年度使用小・中学校教科用図書の採択について

令和8年度使用小・中学校教科用図書の採択について、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第8号の規定に基づき議決を求める。

令和7年7月30日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

令和8年度から使用する小・中学校教科用図書の採択をする必要があり、次のとおり提案する。

理 由

小中学校では、学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条及び第49条により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと規定されてる。

教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条にて教育委員会で採択することが定められている。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第14条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされている。

上記のことから、「令和6年度に採択替えを行った中学校教科用図書を令和8年度教科用図書として使用するため同一教科用図書の採択」及び「令和5年度に採択替えを行った小学校教科用図書を令和8年度教科用図書として使用するため同一教科用図書の採択」を行う必要があることから提案する。

令和 8 年度使用 小・中学校教科用図書の採用について

中学校用教科書 令和6年度選定

種目	採択発行者
国語	光村図書
書写	光村図書
地理	帝国書院
地図	帝国書院
歴史	東京書籍
公民	教育出版
数学	日本文教出版
理科	啓林館
音楽（一般）	教育芸術社
音楽（器楽）	教育芸術社
美術	光村図書
保健体育	学研教育みらい
技術	開隆堂出版
家庭	開隆堂出版
英語	三省堂
道徳	東京書籍

小学校用教科書 令和5年度選定

種目	採択発行者
国語	光村図書
書写	光村図書
社会	日本文教出版
地図（帳）	帝国書院
算数	教育出版
理科	大日本図書
生活	東京書籍
音楽	教育芸術社
家庭	開隆堂出版
図画工作	開隆堂出版
保健	学研教育みらい
外国語	東京書籍
道徳	光文書院

○学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書

令和 8 年度特別支援学校並びに特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の選定資料（令和 7 年大分県教育委員会）のすべての図書を採択する。

第41号議案

臼杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱及び任命について

臼杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱及び任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求める。

令和7年7月30日

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

臼杵市歴史資料館運営委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、令和7年8月1日付で下記の者に委嘱及び任命する。

記

臼杵市歴史資料館運営委員会委員

	氏名	住所	所属	備考
1	むらかみ ひろあき 村上 博秋	大分市	大分県立先哲史料館館長	日本近世史
2	いわの ゆうこ 岩野 祐子	大分市	大分県立臼杵高等学校	社会科教育
3	きのした ひろあき 木下 裕章	臼杵市	臼杵市立福良ヶ丘小学校	社会科教育部会 (小学校社会科部会)
4	いたい なほこ 板井 なほ子	臼杵市	臼杵石仏ボランティアガイド の会会長	社会教育

任期：令和7年8月1日～令和8年7月31日

理由

委員の交代に伴い、引き続き委員の委嘱及び任命を行う必要があるため。